

生活保護のしおり



富良野市保健福祉部福祉支援課

富良野市弥生町1番3号 総合保健センター2階

電話 39 - 2211

担当者 _____

も く じ

1 .	はじめに（生活保護とは）	1
2 .	生活保護の利用について	1
3 .	生活保護利用のながれ	2
4 .	生活保護のしくみ	3
5 .	おもな扶助の種類	4
6 .	生活保護を受ける人の『権利』	5
7 .	生活保護を受ける人の『義務』	5
8 .	その他の注意すべきこと	6
9 .	保護費を返してもらう場合	7
10 .	保護の決定に不服があるとき	7
11 .	海外に旅行に行く場合	8
12 .	生活保護費の支給日	8
13 .	気軽に相談してください	8
14 .	保護の種類（一時扶助等）について	9

1. はじめに（生活保護とは）

私たちが生活していくうえで、思いがけない病気、事故や高齢で働けなくなった、生計の中心となる人が亡くなったなど、さまざまな事情によって、家族のみんなが力をあわせて努力しても、生活が立ち行かなくなり困ってしまう場合があります。

生活保護はこのようなとき、「健康で文化的な最低限度の生活」ができるように憲法や法律で定められた制度です。

また、生活保護は、資産や能力などを活用しても、どうしても生活に困る人に対して、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、さらに将来的に自立できるよう助けていくことを目的としています。

この「生活保護のしおり」は、制度の内容やしくみをわかりやすく説明していますので、よくお読みください。

2. 生活保護の利用について

生活保護を利用するには、本人の意思で申請することが必要です。

お金がない、住むところがない、病気やけがなどが原因で働けないなど、いくら生活に困った状態でも、申請しなければ保護が受けられるかどうかを検討することはできません。

ただし、重病であるとか、電気・ガス・水道などライフライン（生命線）が止まって窮迫した状態にあるなどのケースでは、申請がなくても保護が行われる場合があります。

生活に困りどうしようもないときは、手遅れにならないうちに相談や申請をしてください。

3. 生活保護利用の流れ

生活保護は、おもに次のような手続きを経て受給することになります。

(1) 相談

生活に困り相談したい、または生活保護を受けたいと思ったら、まずはお住まいの地域の福祉事務所の生活保護担当窓口に行き、詳しい説明を受けましょう。説明やアドバイスをよく聞いたうえで、生活保護が必要な場合は申請しましょう。



(2) 申請

申請は、福祉事務所に「生活保護申請書」を提出します。
この時点で、調査や審査に必要な書類や資料の提出を求められる場合があるので、特にお金に関わる証明書などは事前に準備してください。また、申請書の提出にあたっては、家族や親族などが代理で申請することもできます。



(3) 調査・審査

福祉事務所が必要な調査を行い、審査します。
判断する前提条件としては、「資産の活用」、「能力の活用」、「ほかの制度の活用」、「扶養義務者の扶養」があります。



(4) 結果通知

生活状況や資産状況などを調査したうえで、原則として申請した日の翌日から起算して14日以内に生活保護が受けられるかどうかの通知書が文書で届きます。ただし、調査に日時を要する特別な理由がある場合は最長30日以内に結果が通知されます。



(5) 受給開始

生活保護が受けられることが決定したら、毎月の支給がはじまります。生活保護費は月単位で支給されますので、申請した月については、申請日から月末までの日数を日割りで計算した額の支給となります。

4. 生活保護のしくみ

生活保護を受けるには、まず、自分たちで次のようにあらゆる努力をしなければなりません。

(1) 能力の活用

病気やけがなど正当な理由がないかぎり、世帯の中で働くことが可能な人がいる場合は、その能力に応じて働く必要があります。

(2) 資産の活用

預貯金、土地不動産、生命保険、自動車といった資産があれば、売却などの方法で活用する必要があります。

土地、家屋など

生命保険、有価証券など

自動車、オートバイ、ピアノ、貴金属など

(3) 扶養義務者の扶養

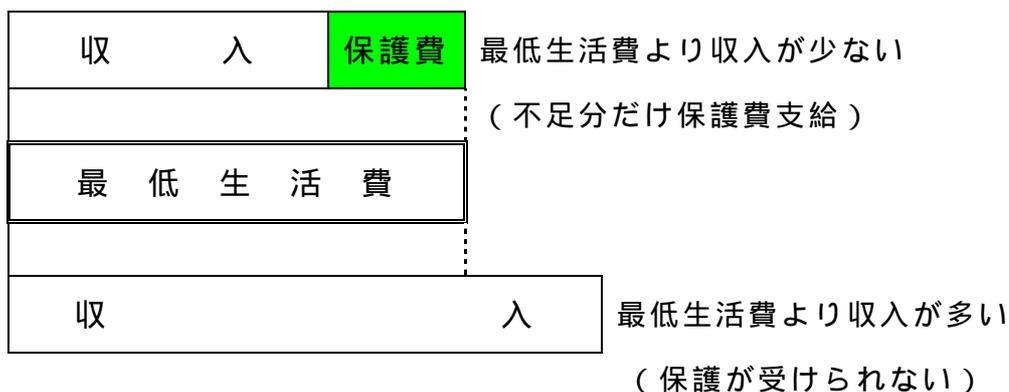
配偶者、両親、子、祖父母、兄弟姉妹といった親族からの援助を求める必要があります。

(4) ほかの制度の活用

年金や手当などほかの社会保障制度などが活用できる場合は、それらを優先して活用する必要があります。

これらの努力をしても国が定める「最低生活費」より世帯の収入が少ないときに保護を受けることができます。つまり、不足する収入を補うものです。「最低生活費」は世帯の人数や年齢などで決められます。

しくみを図で表すと次のようになります。



5. おもな扶助の種類

生活保護には8種類の扶助があり、必要な扶助が国の定める基準により支給されます。

(1) 生活扶助

食物、衣料、光熱水費などの日常生活に必要な費用が支給されます。

(2) 教育扶助

教材費や学校給食費など子どもの義務教育に必要な費用について、定められた基準額が支給されます。

(3) 住宅扶助

賃貸アパートなどの家賃、引越し費用、家屋の修繕費などについて、定められた範囲内で実費が支給されます。

(4) 医療扶助

病気やけがの治療に必要な費用で、医療費は全額現物支給となり、自己負担の必要はありませんが、指定医療機関で受診することが原則となります。

(5) 介護扶助

介護保険制度の要介護認定で「要介護」または「要支援」の認定を受けている人が対象で、介護サービスを受けるときの1割自己負担が不要となります。

(6) 出産扶助

出産時に病院や助産施設などでかかる費用について、定められた範囲内で実費が支給されます。

(7) 生業扶助

就労に必要な技能や資格を修得する場合などにかかる費用について、定められた範囲内で実費が支給されます。高校や専門学校などの就学費用についても、生業扶助の対象となります。

(8) 葬祭扶助

世帯の人が亡くなったときの葬祭費用について、定められた範囲内で実費が支給されます。

6. 生活保護を受ける人の『権利』

保護を受ける人は、次のような権利が保障されています。

- (1) 生活保護の要件を満たせば、誰でも平等に受けることができます。
- (2) 正当な理由がなければ、決定した保護費を減らされたり、保護を受けられなくなったりなどの、不利益となるような変更をされることはありません。
- (3) 保護費には、公的な税金が課せられることはありません。
- (4) すでに受けた保護費や、保護を受ける権利は差し押さえられることはありません。

7. 生活保護を受ける人の『義務』

生活保護を受ける人には、守らなければならない次のような義務もあります。

- (1) 世帯のうちで働ける人は、その能力に応じて勤労に励まなければなりません。
- (2) 病気やけがにより働けない人は、医師の指示に従って治療に努めなければなりません。
- (3) 受給した保護費は、支出の節約をし、計画的に使わなければなりません。
- (4) 借金をしてはなりません。借金は収入と認定されますので、結果として保護費が少なくなります。
- (5) 家賃、公共料金、学校給食費などを滞納してはなりません。
- (6) 保護を受ける権利を他人に譲り渡すことはできません。
- (7) 親、子、兄弟姉妹などからの仕送り、年金や手当などは積極的に活用してください。
- (8) 生活保護を受給中に年金担保貸付を利用することはできません。また、保護廃止後に年金担保貸付を受けた場合は、保護を申請しても却下され生活保護を受けることができなくなります。
- (9) 次のような場合には、世帯全員についての届け出が必要です。
 - 新たに働き始めたり勤務先が変わったとき。
 - 毎月の給料など定期的な収入に変化があったとき。
 - 賞与（ボーナス）、日払いの給料、退職金など臨時の収入があったとき。
 - 未成年者の人にアルバイトによる収入があったとき。

公的手当などの収入があったとき。
保有が認められた生命保険の入院給付金や解約返戻金があったとき。
交通事故などで相手からの損害賠償金があったとき。
親族や友人など世帯の人以外からの仕送りや援助があったとき。
不動産などの資産を相続したとき。
世帯の人が出生や死亡によって、増えたり減ったりしたとき。
世帯の人が転入または転出したとき。
世帯の人が入院または退院したとき。
世帯の人が入学または卒業、休学または退学したとき。
世帯の人が就職または退職したとき。
(会社の社会保険に加入したとき、または加入資格を失ったとき。)
世帯の人が障害者手帳などを取得したとき。
現在の住居の家賃や地代が変わるとき。
現在の住居からの引越しを考えているとき。
その他、世帯の生活状況に変化があったとき。

8 . その他の注意すべきこと

生活保護を受ける人には、ケースワーカーの指示に従う義務もあります。
生活保護の目的を達成するために必要と思われる指示や指導を受けたときは、これに従わなければなりません。
ただし、これは保護を受ける人の自由を尊重した必要最小限の指示や指導で、意思に反して強制するものではありません。
また、次のような場合、生活保護が「停止」または「廃止」されることがありますので、注意してください。

- (1) 正当な理由がなく、福祉事務所の訪問調査を拒んだ場合。
- (2) 正当な理由がなく、福祉事務所の検診命令を拒んだ場合。
- (3) 正当な理由がなく、福祉事務所の保護の目的達成に必要な指示や指導に従わない場合。

9. 保護費を返してもらう場合

生活状況などの変化の届け出が遅れたり、不正な手段を使って生活保護を受けたりした場合は、いったん支給した保護費（医療費などを含む）を返還していただきます。

次のような場合は、すみやかに届け出をしてください。

- (1) 財産（土地、家屋、貴金属、債権など）を持っていても、すぐに処分（売却など）できずに保護を受け、支給後に財産を処分し代金を受け取った場合
- (2) 生命保険の解約返戻金や保険金を受け取った場合
- (3) 年金などを過去にさかのぼって受け取った場合
- (4) 交通事故などによる損害賠償金を受け取った場合

生活保護申請や収入申告の内容などに偽りがあった、また、故意に収入の増加の届け出を出さなかったなど不正な手段で保護を受けた場合は、すでに支給された保護費は返還しなければなりません。

不正支給は法律で罰せられます。

偽りの申請や届け出など不正な手段で保護を受けた人は、保護費を返還しなければならないだけでなく、法律により懲役や罰金が科せられることがあります。

10. 保護の決定に不服があるとき

保護の決定に不服があるときは、決定があったことを知った日の翌日から60日以内に、北海道知事に対し審査請求をすることができます。

11. 海外に旅行に行く場合

旅行に先立ち、旅行先(宿泊先)、旅行目的、日程、費用、費用の準備方法等についての届出が必要となります。

旅行費用が単なる遊興を目的とした海外旅行等に充てられた場合には、その交通費及び宿泊費に充てられる額について収入認定を行うこととなります。

また、次のような目的で概ね2週間以内の期間で海外へ旅行する場合は、当該旅行に要する費用の全額を収入認定しないものとすることができます。

- (1) 親族の冠婚葬祭、危篤の場合及び墓参
- (2) 修学旅行
- (3) 公的機関が主催する文化・スポーツ等の国際的な大会への参加（選抜又は招待された場合に限る）。

12. 生活保護費の支給日

毎月1日が支給日となりますが、1日が金曜日、土曜日、日曜日、祝日の場合は直近の金融機関営業日が支給日となります。また、1月分保護費は前年12月末に支給することになります。

13. 気軽に相談してください

地区担当員（ケースワーカー）は、みなさんの家庭状況をたずねたり、いろいろな相談にこたえるため、定期的にみなさんの家庭を訪問します。

これは、一日でも早く自分の力で生活できるように、みなさんのかかえる問題を一緒になって考え必要な助言をするためのものです。

みなさんの秘密はかたく守られますので、困っていることやわからないことがあれば、気軽に相談してください。

また、あなたの地区の民生委員も生活相談を受けてくれますので、遠慮なく相談してください。

保護の種類（一時扶助等）について

生活保護は、その内容によって、生活・住宅・教育・医療・介護・出産・生業・葬祭の8種類の扶助と臨時的な需要に応じるための各種の一時扶助などがあり、必要に応じて支給されます。

生活保護は事前の申請が原則必要ですが、以下の主な一時扶助などについては、特に福祉事務所に事前の相談・申請を行ってください。

1. 一時扶助

毎月支給される保護費のなかには、最低生活費として必要なものはすべて含まれています。しかしながら、出産、入学、入退院などの場合や新しく保護を開始される者で物資などの持ち合わせがない場合など、やり繰りではこれらの物資を確保させることに困難な場合があります。そこでこのような場合に限って、一時的に一定のものの支給をします。

(1) 被服費

布団.....布団類が全くない又は全く使用に堪えなくなった場合の費用

被服.....被服を持っていない場合の費用

新生児被服等...出産を控えて産着などを必要とする場合の費用

寝巻等.....入院を必要とする者が入院に際し、寝巻などが全くない又は使用に堪えない場合の費用

おむつ.....常時失禁状態にある者でおむつを必要とする場合の費用

(2) 入学準備金.....小・中学校の入学準備に必要な費用

(3) 家具什器.....長期入院後退院する単身者、災害罹災者などの場合に必要とする炊事用具、食器類の費用

(4) 配電設備.....はじめて配電設備を新設する際の費用

(5) 水道等設備.....井戸水が飲用に適しないなど水道の設備がどうしても必要な場合の費用

2. その他

(1) 転居の際の敷金等...退院する場合や都市計画法などによって転居が真にやむを得ない場合に必要の費用

(2) 家屋補修費.....家屋の屋根や壁などの補修を必要とする場合の費用

(3) 入浴設備の付設.....重度の心身障害者、歩行困難な老人などで近隣に公衆浴場がないときに必要の費用

(4) 通学用自転車.....通学のために自転車を使用しなければならない場合の自転車購入費

3. 治療材料、施術、医療扶助の移送の給付

(1) 治療材料の給付.....眼鏡、歩行補助つえ、義肢、ストーマ装具などの給付を受ける費用

(2) 施術の給付.....柔道整復、はりきゅう、あん摩、マッサージの給付を受ける費用

(3) 移送の給付.....医療機関に通院する際等の交通費

それぞれの支給には事前の申請が必要なことや一定の条件又は上限額がありますので、上記の項目であっても、支給されない場合があります。また、一時扶助は上記項目以外にもありますので、まずは、福祉事務所にご相談ください。

支給にあたっては、領収書などの書類が必要な場合もあります。